

司法書士による

空き家・相続・遺言・成年後見

勉強会 & 個別相談会

in 木曽町



参加
無料

無料託児
あり

要予約

ご利用の際は
9/18(金)までに木曽町役場
町民課 移住定住係
(0264-22-4281)まで
ご相談ください。

開催日

令和 8 年 9 月 26 日 土

予約
不要

会場

木曽町役場本庁 大会議室

(木曽郡木曽町福島 2326 番地 6)

要予約

 **勉強会** 13:30~15:00
(受付開始 / 13:15~)

〈テーマ〉相続・遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について
〈講師〉公益社団法人 成年後見センター・
リーガルサポートながの支部会員

 **個別相談会** 12組

13:30~16:30 (最終受付 / 16:00)

ご予約は「お電話」または「メール」にて

相談時間
30分以内

☎ お電話でのお申し込みは ▶ **TEL.0264-22-4281**

木曽町役場 町民課 移住定住係

受付時間 / 8:30~17:15 まで (土・日・祝日を除く)



メールによる予約受付 ▶
kisoijyu@town.kiso.lg.jp



お問い合わせ



長野県司法書士会 事務局

〒380-0872 長野市妻科399番地 <https://www.na-shiho.or.jp>

TEL.026-232-7492

当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

【共催】長野県司法書士会 / 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部

【後援】木曽町

長野県司法書士会の無料相談

一人で悩んでいませんか？私たち司法書士は身近なくらしの法律家です。
Web・電話による無料相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※Web相談・電話相談ともに、祝日・GW・夏季・年末年始等当会が定める休業日を除きます。
※当会が実施する無料相談では、申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

長野県司法書士会司法書士総合
相談センター利用規約はこちら▶



Web相談

相続に関する相談 (司法書士業務に限りです)

毎週 木

Zoomを使用して、相続に関連するご相談
(司法書士業務に関するものに限ります)を無料でお受けします。

●使用するサービス／Zoom

予約はこちら▶

●予約／長野県司法書士会の
ホームページからのご予約が必要です。

相談時間(45分以内) ①12:00～ ②13:00～



電話相談

相続・登記手続 消費者トラブル等の相談

毎週 月～金

※相談内容により、電話番号が
異なりますのでご注意ください。

●相続

- 遺言 ●遺産分割 ●生前贈与
- 相続放棄 ●空き家問題 など

☎026-232-6110

受付時間 12:00～15:00

●登記手続(不動産・商業)

- 土地建物の登記手続
- 会社や各種法人に関する登記手続 など

☎026-232-9110

受付時間 12:00～14:00

●消費者トラブル・少額トラブル

- カードローンや消費者金融の使いすぎ
- 特殊詐欺や悪質商法
- 裁判所からの突然の呼び出し(訴状や支払督促)
- 個人間のお金の貸し借りや交通事故、
ペットに関するトラブル など

☎026-233-4110

受付時間 12:00～14:00



詳細はこちら▶

月曜日／会社法務

- 会社設立・解散 ●事業承継 ●雇用問題 など

火曜日／借地借家

- 貸家の明渡し ●契約の更新
- 敷金の返還 ●家賃の増額や減額 など

水曜日／夫婦・親子

- 親権・扶養義務 ●離婚と住宅ローン
- 離婚による財産分与・面会交流・養育費 など

木曜日／成年後見

- 高齢者・障がい者の財産管理
- 後見人等の選任手続き
- お年寄りを狙った悪質商法 など

金曜日／インターネット トラブル

- ネット通販・オークションによるトラブル
- オンラインゲームでのトラブル
- アダルトサイトの不当請求 など

労働トラブルに関する相談

毎週 水

水曜日

- 解雇 ●ブラックバイト
- 残業代を支払ってもらえない
- 賃金や退職金の未払い など

☎026-232-2110

受付時間 17:00～19:00

生活が苦しい方のための相談

毎週 月

月曜日

- 生活保護を受けたい
- 借金で悩んでいる
- 家賃が払えない
- 車上生活から脱したい など

☎026-233-1000

受付時間 15:00～18:00

上記の内容は令和8年度のもので、無料相談の受付時間、電話番号等は令和9年4月以降予告なく変更する場合がありますので、当会ホームページにてご確認ください。

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

ご相談内容などの秘密は厳守します。